第２期

北斗市空家等対策計画

令和７年３月

北斗市

目次

第１章　計画策定の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１　策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２章　空家等の現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１　空家等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　本市のこれまでの取り組みと課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　課題の解決にむけて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第３章　空家等対策の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　空家等対策についての基本目標と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第４章　空家等対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第１章　計画策定の目的と位置づけ

１．策定の背景と目的

近年、地域における人口減少や既存家屋の老朽化などに伴って、空家等が年々増加しております。特に管理がされず放置されている空家については、周辺の住民生活環境において、安全性や衛生面、防犯、防火などの場面で悪影響を及ぼすおそれがあり、このような空家を少しでも解消していくことが全国的な課題となっています。

近隣の住民生活に悪影響を及ぼす空家等について、本市はこれまで近隣の皆さまや町内会からの相談や通報などがあった場合に、その情報をもとに所有者を把握し、是正するよう助言を行ってきましたが、所有者の理解を得ることができない場合においては、空家が個人の財産であるために、行政の介入が難しいケースもありました。

このような状況の中、平成 27 年 2 月 26 日より空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が施行され、所有者を把握するために固定資産税の課税情報などを利用できるようになり、より迅速に所有者に対し、状況の通知や助言ができることとなりました。

さらに、法では、一定の要件を満たす適切な管理がなされていない空家を「特定空家等」とし、市が講じることができる措置についても規定されました。

これを踏まえ、本市は平成 29 年 10 月に「北斗市空家等対策計画」を策定し、空家問題についての市の基本的な考え方を明確にし、方策を体系化することで空家への対応や空家を増やさないように取り組んできました。

また、令和 3 年 4 月 1 日には、「北斗市空家等の適切な管理に関する条例」（以下「市条例」という。）を施行し、安全で安心なまちづくりを推進してきました。

令和 5 年 12 月 13 日法改正に伴い、現行の特定空家等に加え「そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空家等」である「管理不全空家等」が追加され、国の指針（「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」）やガイドライン（「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」）が改定、道も「管理不全空家等の判断のための参考基準（β版）」を示したことより、これらに準拠した内容で、市条例のほか、「北斗市特定空家等判定基準」（以下、「市判定基準」という。）及び「北斗市特定空家等に対する措置運用基準」（以下、「市運用基準」という。）を改定しました。

今後も、より一層の推進を図るため、新たな計画として「第２期　北斗市空家等対策計画」を策定します。

２．計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

本計画は、法第７条第１項に規定する「空家等対策計画」であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法、国の基本方針に即して策定するものです。

（２）上位計画等との整合

市では、空家の解消等に向けた取組を強化していくために、第２次北斗市総合計画の実施計画の中で事業展開の位置づけをしています。

また、令和２年３月に策定した「北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標の一つ「北斗市らしさを活かして人を呼び込み・呼び戻す」の中の「移住・定住の促進と人材不足の解消」の具体的取組の一つに「移住・定住促進支援事業の実施」を掲げています。空き家バンク制度の周知と利用を促進することで、空家の有効活用と移住・定住の促進を目指し、空家の解消に努めます。

本計画は、「第２次北斗市総合計画」や策定中の「第３期北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の上位計画等との整合を図るよう定めています。

３．計画期間

計画期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

ただし、状況等の変化により計画の見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行うこととします。

第２章　空家等の現状・課題

１．空家等の現状

（１）空家等の調査

国の基本指針では、「市町村が空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、既存の統計資料等も活用しつつ、まず各市町村の区域内の空家等の所在やその状態等を把握することが重要である」とされています。そのため市では、各町内会に協力依頼をした結果や実際に市民から寄せられた空家等の通報などにより、空家等の所在やその状態等の概要を把握し、データベース化を行っています。

（２）空家等の現状

調査の実施、情報提供に基づく実態調査等を反映させた空家等の件数については次のとおりです。

表１　地区別の空家数

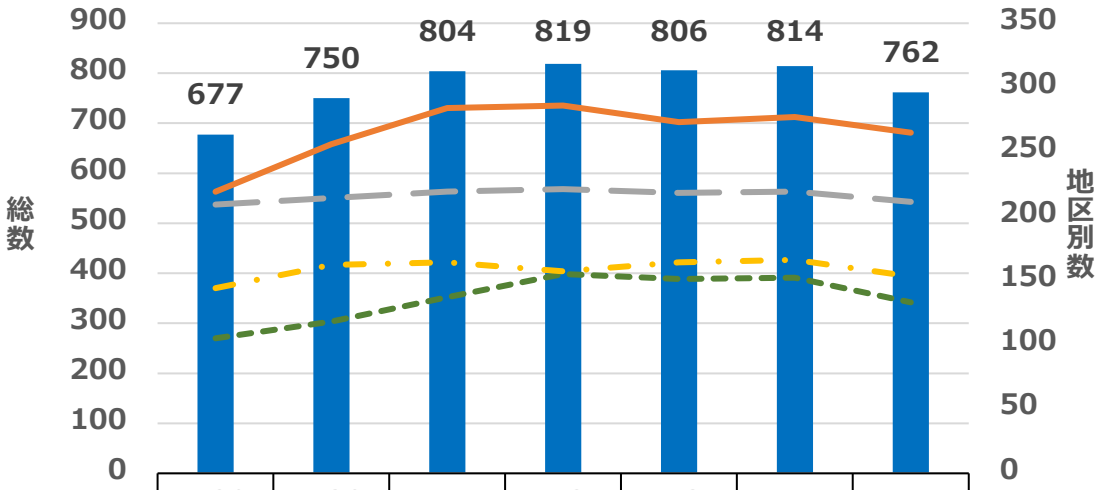

	H29	H30	R1	R２	R３	R４	R５
総数	677	750	804	819	806	814	762
浜分地区	105	118	137	155	151	152	133
中央地区	219	256	284	286	273	277	265
茂辺地石別地区	209	214	219	221	218	219	211
大野地区	144	162	164	157	164	166	153

空家を地区別に見ると、浜分地区、中央地区は、令和２年度までは増加傾向であったものの、令和３年度以降は減少傾向となっていることから、直近では不動産取引が一定程度行われていることが伺われます。茂辺地石別地区や大野地区は概ね横ばいで推移しています。

表２　種別ごとの空家数

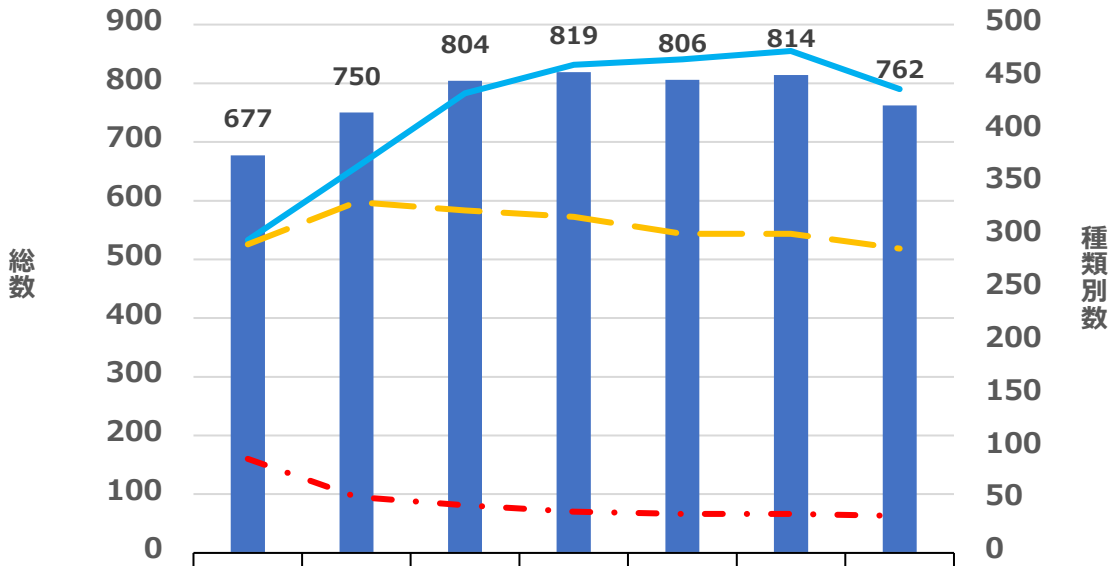

	H29	H30	R1	R２	R３	R４	R５
総数	677	750	804	819	806	814	762
活用可能な空家	296	365	435	462	467	475	439
その他の空家	292	332	324	318	302	302	288
特定空家等	89	53	45	39	37	37	35

空家総数は、令和５年度では前年度比で減少となったものの、それまでは増加傾向で推移しており、活用可能空家やその他の空家も同様の傾向で推移しています。特定空家等については、平成 30 年度をピークに以降は減少しましたが、令和３年度以降は横ばいとなっています。

２．本市のこれまでの取り組みと課題

（１）これまでの取組み

前計画では、「空家等の適正な管理の促進」・「空家等の発生抑制」・「空家等の活用の促進」・「特定空家等の解消」の４本柱を方針として取り組んできました。

対象	空家等の適正な管理の促進	空家等の発生抑制	空家等の活用の促進	特定空家等の解消
住民等	町内会等からの情報提供の依頼		HP 等での情報発信	
空家等の所有者等	空家等の実態調査と現地調査	空家等の適正管理通知	空き家バンク等の空家等活用にむけた周知	状態の把握
特定空家等				空家等除却費用の補助

課題の抽出

空家等の増加	**所有者等の管理義務意識の希薄さ**	**相続登記の未了**	**問題解決のための支援や相談先の情報の不足**	**空家発生による問題**

（２）前計画における取組みの評価

取り組み①　空家等の適正な管理の促進

結果：

空家等の実態把握については、水道の閉栓情報の活用、町内会からの情報提供を依頼しているほか、市民からの通報があった箇所の現地調査、定期的な市内巡回等を実施しました。また、適正な維持管理についての啓発を目的として、市広報やホームページ等での空家解消の啓発記事の掲載のほか、北斗市内における全空家所有者あてに適正管理についての通知を随時発送するなどに取り組んできました。しかしながら、適切な管理が行われていない空家等に起因する苦情は依然として多くあります。引き続き、ターゲットやタイミングを工夫した効果的な啓発活動を継続する必要があります。

取り組み②　空家等の発生抑制

結果：

空家予備軍の所有者等に対しては、ホームページ等での情報発信による所有者等への意識涵養等、空家発生の予防的な施策を行ってきました。庁内関係各課との連携により、空家対策を推進していくだけではなく、空家を資源として活用することで、その他の行政課題の解決に資するような施策を次期において検討していきます。

取り組み③　空家等の活用の促進

結果：

空き家バンクを通した空家の購入・賃貸には一定の需要があります。しかし登録件数、成約数ともにまだまだ少ないことから、今後も登録の促進につながる取り組みが必要です。

（参考）空き家バンクの登録件数及び成約数

年度	平成 30 年度	平成 31 年度 （令和元年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
登録件数	14	14	11	11	11	21
成約数	13	12	9	8	11	11

取り組み④　特定空家等の解消

結果：

特定空家等の所有者等には除却指導等を行っており、令和３年度までは一定の成果が出ていましたが、所有者死亡による法定相続人の特定ができない場合や、法定相続人不存在のケース等により令和４年度以降は除却件数が鈍化しています。

（参考）特定空家等件数の推移（候補も含む）及び除却補助金利用実績

年度	平成 30 年度	平成 31 年度（令和元年度）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
件数	53	45	39	37	37	35
利用実績	5	6	5	1	0	0

（３）本計画における課題

（１）で示したとおり、空家等の現状から、空家等の課題を整理すると、次のような課題があげられます。

①空家等の増加

人口減少や少子高齢化、既存建築物の老朽化などの住宅に関する社会的ニーズの変化等に伴い、居住その他の使用がされていない空家が年々増加している傾向にあります。

②所有者等の管理義務意識の希薄さ

空家等の管理責任は第一義的には所有者等にありますが、管理義務者としての責務が果たされずに放置されている空家も少なくありません。また、相続財産を相続放棄したことで管理責任も消滅していると誤認識しているケースも見られます。他にも、管理義務を認識していても修繕や除却の意思がない、土地固定資産税が高くなるから除却はしない、そのまま放置していても責任を問われないなどと考えている所有者等もいることから、所有者等の当事者意識の向上が課題となっています。

③相続登記の未了

相続問題等の事情により空家等の相続登記が行われていないなどの場合では、相続人の当事者意識が希薄となり、中には自分が空家所有者であることを認識していないケースもあります。相続登記が終わってないことが、空家等の適正な管理が行われていない大きな要因となっています。

④問題解決のための支援や相談先の情報の不足

所有者等とのやり取りの中では、「空家の解体費用が足りない」という経済的な悩みや、「いくらで売却や賃貸ができるのか、またそのやり方が分からない」という情報・知識不足などの悩みが見えてきます。これら悩みを抱える所有者等に対し、問題を解決するための支援や適切な相談先などの情報提供を行う必要があります。

⑤空家発生による問題

適切な管理がされず放置されている空家により、屋根や外壁の落下や飛散、建物の倒壊、火災発生の恐れなどの防災性の低下、犯罪の誘発、ごみの不法投棄、ネズミや野良猫の発生・集中などの衛生の悪化、風景、景観の悪化、その他、樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散など多岐に渡る問題を引き起こし、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており、それらの空家等の除却や利活用可能な空家等の活用が急務となっています。

⑥住宅流通市場に関する課題

茂辺地石別地区などにおいては民間不動産業者にとっての住宅流通市場が活発でないため、行政が関与しながら空家対策を講じていかなければなりません。

３．課題の解決にむけて

適切な管理がされず、周囲に悪影響を及ぼしているような空家の所有者等に対しては、継続的な助言又は指導等を行っていく必要があります。また、市に寄せられる空家等に関する相談は、家屋の損傷に伴う被害のほか、害虫の発生、雑草の繁茂など多岐にわたっており、課題の解決に向けては他部局との連携も不可欠です。

次章にて、今期における基本目標及び方針を定めるほか、具体的な対策を講じて空家等対策をより推進していきます。

第３章　空家等対策の基本的な方針

１．計画の対象

計画の対象とする範囲は、北斗市内全域とし、対象とする空家等の種類は、法第２条第１項で規定する「空家等」とします。

２．空家等対策についての基本目標と基本方針

（１）基本目標

空家等の適正な管理を促進することにより、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するために、総合的な空家等の対策を推進します。

（２）基本的な方針

空家等に関する様々な課題解決のため、前期に引き続き空家等の状況に応じて、

① 空家等の適正な管理の促進
② 空家等の発生抑制
③ 空家等の活用の促進
④ 特定空家等の解消

を柱とした総合的な空家等対策を推進します。

第４章　空家等対策の推進

社会の変化を踏まえた効果的な空家等対策を進めるため、本市のこれまでの取組みや空家等の現状、課題等を踏まえ、基本的な方針に即して庁内の関係課と連携（表３参照）しながら今後の対策を講じていきます。

表３　各方針における対策と関係課

方針	対策No	対策	関係課
空家等の適正な管理の促進　方針１	1	庁内外との連携による空家等の実態把握	環境課、関係課
	2	空家等の適切な維持管理についての啓発	環境課、市民課、企画課
	3	管理不全空家等の認定〖**新規・重点**〗	環境課
	4	管理不全空家等に対する措置の実施〖**新規**〗	環境課、税務課
	5	他法令等での措置の検討	環境課、関係課
空家等の発生抑制　方針２	6	空家等の発生抑制についての啓発〖**重点**〗	環境課、保健福祉課、社会教育課
	7	助成制度などの活用による住宅改修の促進	環境課、保健福祉課、都市住宅課
空家等の活用の促進　方針３	8	市移住・定住推進協議会等との連携による相談体制の構築	環境課、企画課
	9	相続などに関する相談窓口の周知	環境課、市民課、税務課
	10	市独自の空き家バンク制度の充実〖**拡充・重点**〗	環境課、企画課
	11	空き家バンク利活用事業補助金等を活用した空家の利活用の促進	環境課、企画課
特定空家等の解消　方針４	12	所有者等に関する情報の把握	環境課、市民課、税務課、上下水道課
	13	適切な管理の重要性、所有者等の管理責任の周知	環境課
	14	庁内の実施・相談体制の整備	環境課、関係課
	15	特定空家等の認定	環境課、都市住宅課
	16	特定空家等に対する措置の実施	環境課、税務課
	17	空家等除却補助金を活用した除却の促進〖**重点**〗	環境課

方針１　空家等の適正な管理の促進

【対策１：庁内外との連携による空家等の実態把握】

空家等に関する施策の総合的な推進には、空家等の実態を把握して進めることが必要であることから、庁内外の関係部局や町内会とも連携し、不動産登記異動通知、建物除却届、水道閉栓届、町内会や市民からの通報などの空家等に関する情報の活用、現地調査やパトロールを実施して、空家等データベースの加除、修正を行い、空家等の実態の把握に努めます。

【対策２：空家等の適切な維持管理についての啓発】

空家等は個人の財産であり、所有者等が適切に維持管理すべきものであることから、所有者等が放置された空家等の危険性や周囲へ及ぼす悪影響などを認識し、適切な維持管理の重要性を十分理解してもらうことが重要です。

そのため、市広報やホームページなどを活用し、空家等の適切な管理を行うことの重要性、管理不全の空家等が周辺地域にもたらす諸問題や所有者等の維持管理責任などを、所有者等に周知していきます。

更には、空家等の相続登記がされていない場合もあることから、相続登記が義務化されていることを周知し、必要に応じて司法書士会を紹介するなどして相続登記を促します。

【対策３：管理不全空家等の認定】〖新規・重点〗

管理不全空家等は適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当する恐れのある状態をいいます。管理不全空家等の認定は、法の規定、国のガイドライン等を踏まえて策定した「市判定基準」に基づき、実態調査等で把握した情報などで緊急性の高い物件から、市職員等による現地調査を実施して認定します。

【対策４：管理不全空家等に対する措置の実施】〖新規〗

管理不全空家等に認定した場合は、空家等の所有者等に対して、「助言又は指導」、「勧告」と段階を追って法による措置を講じていくこととし、これらの措置は、法の規定、国のガイドラインを踏まえて策定した「市運用基準」に基づき行います。

管理不全空家等の適正管理を促し、空家等対策の適切かつ円滑な実施を図るため、管理不全空家等に認定された家屋の敷地が、固定資産税のいわゆる住宅用地特例の対象であって、その管理不全空家等の所有者等に対して修繕等の必要な措置をとることを勧告した場合は、地方税法の規定に基づき、その管理不全空家等に係る敷地について、住宅用地特例の対象から除外します。

管理不全空家等の所有者等が、助言若しくは指導又は勧告に係る措置を実施したことを確認した場合は、当該建築物等は管理不全空家等ではなくなるため、勧告をしている場合にはそれを撤回します。

【対策５：他法令等での措置の検討】

管理不全となった空家等の状況に応じて、他法令（民法、建築基準法、道路法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）による措置を検討します。また、周辺住民の生命等に係る危険な状態が切迫している空家等に対しては最低限の措置（応急措置）を検討します。

方針２　空家等の発生抑制

【対策６：空家等の発生抑制についての啓発】〖重点〗

空家等自体の発生を抑制するためには、単身高齢世帯など、住まなくなる予定のある住宅を将来どうするかという見通しや対応について考えてもらうことも必要です。そのため、広く市民に空家等の問題を認識してもらい、いざというときの心構えや知識を持ってもらうことが重要であることから、高齢者やその家族の方などと接する機会が多くさまざまな相談を受けることがある団体などに、市の空家等の対策や相談先などの情報を提供するなどし、住宅の今後の見通しや対応を想定しておくことを促していきます。また、高齢者大学などと連携しながら広く啓発活動を行っていきます。

【対策７：助成制度などの活用による住宅改修の促進】

高齢者の中には、交通等の利便性の高いアパートや高齢者向けの住宅などへの転居を望む方がいる一方、居住している住宅に住み続けたいと考えている方もいます。

しかし、居住している住宅に耐震性能やバリアフリーなどの設備が整っていないために、そこに住み続けることを断念せざるを得ない場合もあります。

そのため、耐震設計や耐震改修工事に要する費用の一部を補助する「木造住宅耐震改修等補助制度」や、省エネやバリアフリーの改修費用の一部を補助する「高齢者世帯等住宅改修費助成事業」などを活用して既存住宅の改修を進めることにより、安心して住み続けられる住宅の増加を図り、空家等の発生を予防していきます。

方針３　空家等の活用の促進

【対策８：市移住・定住推進協議会等との連携による相談体制の構築】

空家等の売却や賃貸などを進めるにあたっては、その具体的な方法や手続き、必要資金の調達など、案件ごとに様々な検討が必要となることから、所有者等の中には、これらの知識やその相談先などの情報がないために踏み出せない方もいます。

そのため市では、市移住・定住推進協議会等との幅広い連携により、売却、賃貸などに不安を抱えている所有者等が気軽に安心して相談でき、その後のサポートを受けながら手続き等を進めることができる体制を構築します。

【対策９：相続などに関する相談窓口の周知】

所有者等の中には、空家等の売却や賃貸などを行いたいと考えていても、相続などの権利関係や相隣関係などに問題があって進めることができないケースがあります。こうした法律等にかかわる問題は、その問題が解決すれば売却や活用に向けて動き出すことができることから、市の無料法律相談のほか、市移住・定住推進協議会、函館司法書士会などが実施している相談窓口等を周知・案内し、障害となっている問題の解消を促します。

また、令和６年４月１日からは、相続登記の申請が義務化されたため、所有者等に情報を周知して相続登記を促し、相続登記未了空家の減少に努めます。

【対策１０：市独自の空き家バンク制度の利用促進及び０円空き家バンク制度開設】

〖拡充・重点〗

良質な住宅ストックの循環利用の促進、移住・定住を図るため、空家の賃貸、売却を希望する方から申込みを受けた物件情報を空家の利用を希望する方に紹介する「北斗市空き家バンク」の利用促進を図るほか、無償でも譲渡したいという所有者が一定数いることから「０円空き家バンク」制度を開設することとし、市内の不動産事業者等との連携により、住宅の需要と供給のマッチングを図り、空家の流通化を促進していきます。

【対策１１：空き家バンク利活用事業補助金等を活用した空家の利活用の促進】

利活用可能な空家については、市空き家バンクに登録された物件に係る購入費及び改修費、解体費を助成する「空き家バンク利活用事業補助金」などの助成制度により、空家の再生、利活用の促進を図ります。

方針４　特定空家等の解消

【対策１２：所有者等に関する情報の把握】

適切に管理されていない空家等の解消を進めるため、空家等の近隣住民等への聞き取り調査に加え、法務局が保有する不動産登記情報、市町村が保有する住民票情報や戸籍謄本等の利用、更には固定資産税の課税情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するもの、水道、電気、ガス等の使用状況についての情報を求めて、空家等の所有者等の特定を行います。

このような所有者等調査を行っても、所有者や法定相続人を特定できない場合には、空家等の管理人の選任等に向け、不在者財産管理人制度、相続財産管理人制度、失踪宣告制度などの活用について検討します。

所有者等が空家等の所在地と異なる場所に居住していて、所有する空家等の状態を把握していない可能性や、空家等を相続により取得した等の事情により、自らが所有者であることを認識していない可能性も考えられることから、適切な管理が行われていない空家等について、まず所有者等に連絡を取り、空家等の現状を伝えるとともに、今後の改善方策に対する考えのほか、処分や活用等についての意向など、所有者等の主張を含めた事情の把握に努めます。

【対策１３：適切な管理の重要性、所有者等の管理責任の周知】

特定空家等は、危険性や周囲への悪影響が発生するおそれが高い空家等であり、市民の安全・安心な暮らしを確保するためにも、所有者等に発生する問題を速やかに是正してもらう必要があります。このため、空家等の実態把握により特定空家等の候補となった空家等の所有者等に対しては、空家等の適切な維持管理の重要性、所有者等の維持管理責任についての啓発パンフレットによる情報提供や、適切な管理のお願い文書を郵送するなどで、修繕や除却などの適切な管理を促します。

【対策１４：庁内の実施・相談体制の整備】

特定空家等に対する対策を効果的、効率的に実施するためには、空家等の調査・確認、特定空家等に対する立入調査又は措置などに不断に取り組むための体制を整備することが重要であることから、関係部局が連携して特定空家等の対策に対応できる体制を構築します。

また、特定空家等の問題を解消するためには、倒壊や屋根材等の飛散のおそれなどの危険性のほか、環境衛生、防災、防犯など多くの課題があり、市の所管部局が多岐にわたることから、市民にとっては何をどこに相談して良いのかがわかりにくいなどの課題があるため、市民が気軽に相談できる、わかりやすい相談体制を築くことが求められます。

このため、市民部環境課が一般的、一次的な相談窓口となり、問題点などを整理してから各所管部局に伝える体制を築き、市民サービスの向上を図ります。

【対策１５：特定空家等の認定】

特定空家等の認定は、法の規定、国のガイドライン等を踏まえて策定した「市判定基準」に基づき、実態調査等で把握した情報などで緊急性の高い物件から、市職員等による現地調査を実施して認定します。

【対策１６：特定空家等に対する措置の実施】

特定空家等に認定した場合は、空家等の所有者等に対して、「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」と段階を追って法による措置を講じていくこととし、これらの措置は、法の規定、国のガイドラインを踏まえて策定した「市運用基準」に基づき行います。

特定空家等の除却や適正管理を促し、空家等対策の適切かつ円滑な実施を図るため、特定空家等に認定された家屋の敷地が、固定資産税のいわゆる住宅用地特例の対象であって、その特定空家等の所有者等に対して除却、修繕等の必要な措置をとることを勧告した場合は、地方税法の規定に基づき、その特定空家等に係る敷地について、住宅用地特例の対象から除外します。特定空家等の所有者等が、助言若しくは指導、勧告又は命令に係る措置を実施したことを確認した場合は、当該建築物等は特定空家等ではなくなるため、勧告又は命令をしている場合にはそれを撤回します。

確知のための調査を行っても所有者等が特定できず、特に周辺住民等の生活環境の保全に緊急性が高い特定空家等については、法に基づく略式代執行を行うことを検討します。

特定空家等について、暴風による屋根の剥離、飛散のおそれがあるなど、緊急的に応急措置が必要な場合は、建築基準法、消防法、道路法及び市条例等に基づいて、危険等の切迫性等を総合的に判断して対応を行い、安全確保に努めます。

なお、特定空家等に該当しないと判定された空家等であっても、所有者等に対して適切な維持管理を促すなど、法に基づく措置以外の対応を必要に応じて行います。

【対策１７：空家等除却費補助金を活用した除却の促進】 **〖重点〗**

倒壊等の危険性のある空家等であっても、それらは個人の財産であり、所有者等が責任を持って対応しなければなりません。しかし、所有者等が置かれた状況はさまざまであり、中には除却工事費用を用意することが困難な所有者等もいます。

このため、市民の安全で安心な住居環境を確保し、所有者等の自発的な除却を促進するため、倒壊や建築部材等の飛散といった危険性のある特定空家等の除却工事にかかる費用の一部を、一定の条件で補助する「空家等除却費補助金」を、空き家再生等推進事業等の交付金を活用して運用していきます。